

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	I-1 ②事務の内容	<p>【予防接種システム】</p> <p>札幌市では、感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の実施に関する事務、給付の支給に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の10の項、93の2の項により個人番号を利用することができるのは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの及び新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・ 医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ・ 実施医療機関への委託料の支払いに係る業務 ・ 対象者への接種勧奨に係る業務 <p>②健康被害による給付の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務 	<p>【予防接種システム】</p> <p>札幌市では、感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の実施に関する事務、給付の支給に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表の14の項、126の項により個人番号を利用することができるのは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの及び新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・ 医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ・ 実施医療機関への委託料の支払いに係る業務 ・ 対象者への接種勧奨に係る業務 <p>②健康被害による給付の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務 	事後	重要な変更当たらない (根拠規定の改正に基づく修正)
令和7年3月10日	I-1 ②事務の内容	<p>【ワクチン接種記録システム（VRS）】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・ 予防接種の実施後に接種記録等の登録・管理を行う。 ・ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	(VRSに係る記載を削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	I-2 システム7①	ワクチン接種記録システム（VRS）	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	I-2 システム3②	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムと住民基本台帳ファイルの利用承認を受けたシステム間のデータ連携</p> <p>既存住基システムのデータを受領し、必要な項目のみに再編成したうえで、住民基本台帳ファイルの利用承認を受けているシステムに送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携</p> <p>既存住基システムから受領したデータ（※3）を、要求に応じて、随時（リアルタイム）システム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ送信する。</p> <p>※3 当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容に再編成して送信する。</p> <p>3 システム基盤（市中間サーバー）への情報送信</p> <p>世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ送信する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理</p> <p>各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理</p> <p>情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムと住民基本台帳ファイルの利用承認を受けたシステム間のデータ連携</p> <p>既存住基システムのデータを受領し、必要な項目のみに再編成したうえで、住民基本台帳ファイルの利用承認を受けているシステムに送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携</p> <p>既存住基システムから受領したデータ（※3）を、要求に応じて、随時（リアルタイム）システム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ送信する。</p> <p>※3 当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容に再編成して送信する。</p> <p>3 システム基盤（市中間サーバー）への情報送信</p> <p>世帯情報のうち、番号法別表に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ送信する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理</p> <p>各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理</p> <p>情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	事後	重要な変更当たらない (根拠規定の改正に基づく修正)
令和7年3月10日	I-2 システム7②	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務のために、国が開発したシステムであり、以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接種対象者・接種券発行登録 ・ 接種記録の管理 ・ 転出/死亡時等のフラグ設定 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (根拠規定の改正に基づく修正)
令和7年3月10日	I-5 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第10条、第67条の2</p> <p>番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。）第4条第2項</p> <p>番号法第19条第6号（委託先への提供）</p>	<p>番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第10条、第67条の2</p> <p>番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。）第4条第2項</p> <p>番号法第19条第6号（委託先への提供）</p>	事後	重要な変更当たらない (根拠規定の改正に基づく修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	I-6 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第三 (別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(16-2、16-3及び115-2の項) (別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(16-2、17、18、19及び115-2の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (提供に関する命令の情報提供の根拠)第2条の表において第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、26、153、154の項) (提供に関する命令の情報照会の根拠)第2条の表において第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、27、28、29、153の項)	事後	重要な変更にあたらぬ (根拠規定の改正に基づく修正)
令和7年3月10日	(別添1) 事務の内容	(図差し替え)	(図差し替え)	事後	重要な変更にあたらぬ (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	(別添1) 事務の内容 (備考)	<予防接種の実施に関する事務> ① 本人確認の上、氏名・生年月日・住所等の個人情報取得する(個人番号は含まない)。 ② 予防接種実施医療機関又は各区保健センターは、対象者を確認の上、予防接種を実施する。 ③ ①の接種者情報及び接種した予防接種の種類や接種日等の予防接種情報を送付する。 ④ 接種者の氏名・生年月日・住所と、住基情報を突き合わせて個人を特定し、個人番号の紐付けを行う。 ⑤ 予防接種情報(副本)をシステム基盤に登録する。 ⑥ 予防接種対象者に接種勧奨を行う。 ⑦ 予防接種実施医療機関へ委託料を支払う。 <予防接種法による給付の支給に関する事務> ⑧ 予防接種後に健康被害があった場合に、被接種者から給付の申請を受ける(個人番号を含む)。 ⑨ 札幌市予防接種健康被害調査委員会申請内容を調査後、厚生労働省に書類を送付する。 ⑩ 厚生労働省で申請内容の審査が行われ、審査結果を紙で受理する。 ⑪ 厚生労働省から健康被害の認定がされた場合には、給付の支給を行う。	<予防接種の実施に関する事務> ① 本人確認の上、氏名・生年月日・住所等の個人情報取得する(個人番号は含まない)。 ② 予防接種実施医療機関又は各区保健センターは、対象者を確認の上、予防接種を実施する。 ③ ①の接種者情報及び接種した予防接種の種類や接種日等の予防接種情報を送付する。 ④ 接種者の氏名・生年月日・住所と、住基情報を突き合わせて個人を特定し、個人番号の紐付けを行う。 ⑤ 予防接種情報(副本)をシステム基盤に登録する。 ⑥ 予防接種対象者に接種勧奨を行う。 ⑦ 予防接種実施医療機関へ委託料を支払う。 <予防接種法による給付の支給に関する事務> ⑧ 予防接種後に健康被害があった場合に、被接種者から給付の申請を受ける(個人番号を含む)。 ⑨ 札幌市予防接種健康被害調査委員会申請内容を調査後、厚生労働省に書類を送付する。 ⑩ 厚生労働省で申請内容の審査が行われ、審査結果を紙で受理する。 ⑪ 厚生労働省から健康被害の認定がされた場合には、給付の支給を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	(別添1) 事務の内容 (備考)	<新型コロナウイルスワクチン予防接種の事務> A. 特定個人情報ファイル(GSV)をVRSに登録する。 B. 予診票の予防接種情報をVRSに登録する。 C. 接種者から接種証明書の交付申請があった場合、接種記録を照会する。	(全削除)	事後	重要な変更にあたらぬ (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-3 ②入手方法	[O] その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	[] その他()	事後	重要な変更にあたらぬ (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-3 ③入手の時期・頻度	1 識別情報: 随時(変更時等) 2 連絡先等情報: 随時(変更時等) 3 業務関係情報 ・健康・医療関係情報: 随時(予防接種実施時点) ・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報: 随時(健康被害に係る給付の申請時点) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	1 識別情報: 随時(変更時等) 2 連絡先等情報: 随時(変更時等) 3 業務関係情報 ・健康・医療関係情報: 随時(予防接種実施時点) ・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報: 随時(健康被害に係る給付の申請時点)	事後	重要な変更にあたらぬ (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-3 ④入手に係る妥当性	・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給及び障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給及び障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。	事後	重要な変更にあたらぬ (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-3 ⑤本人への明示	予防接種関係法令及び番号法別表第一の10の項、93の2の項に規定されている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	予防接種関係法令及び番号法第9条第1項別表の14の項、126の項に規定されている。	事後	重要な変更にあたらぬ (根拠規定の改正に基づく修正及びVRS停止に伴う記載の削除のみ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	II-3 ⑧使用方法	1 予防接種対象者管理に関する事務 ・ 予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、接種履歴等を管理する。 ・ 接種率等の統計を作成する。 2 予防接種勧奨等、接種率の向上に向けた施策に関する事務 ・ 住民基本台帳から対象者を抽出して、接種勧奨等を実施する。 3 健康被害救済給付認定の申請があった際の資格確認及び給付 ・ 予防接種による健康被害が生じた場合、予防接種履歴情報等を確認の上、申請の手続を行う。厚生労働省により健康被害が認定された場合には、給付に係る手続を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	1 予防接種対象者管理に関する事務 ・ 予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、接種履歴等を管理する。 ・ 接種率等の統計を作成する。 2 予防接種勧奨等、接種率の向上に向けた施策に関する事務 ・ 住民基本台帳から対象者を抽出して、接種勧奨等を実施する。 3 健康被害救済給付認定の申請があった際の資格確認及び給付 ・ 予防接種による健康被害が生じた場合、予防接種履歴情報等を確認の上、申請の手続を行う。厚生労働省により健康被害が認定された場合には、給付に係る手続を行う。	事後	重要な変更に当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託の有無 ※	(2件)	(1件)	事後	重要な変更に当たらない (VRS停止に伴う件数の変更)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2	ワクチン接種記録システム (VRS) を用いた特定個人情報ファイルの管理等の業務	(全削除)	事後	重要な変更に当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ①委託内容	ワクチン接種記録システム (VRS) を用いた特定個人情報ファイルの管理等を行う。	(全削除)	事後	重要な変更に当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	(全削除)	事後	重要な変更に当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満	(全削除)	事後	重要な変更に当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	(全削除)	事後	重要な変更に当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム (VRS) を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	(全削除)	事後	重要な変更に当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	(全削除)	事後	重要な変更に当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGMAN回線を用いた提供)	<input type="checkbox"/> その他 ()	事後	重要な変更に当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ⑤委託先名の確認方法	下記「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	(全削除)	事後	重要な変更に当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ⑥委託先名	株式会社ミラボ	(全削除)	事後	重要な変更に当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 再委託 ⑦再委託の有無	再委託しない	(全削除)	事後	重要な変更に当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-5 提供・移転の有無	(2件)	(1件)	事後	重要な変更に当たらない (VRS停止に伴う件数の変更)
令和7年3月10日	II-5 提供先 1①	番号法第19条第8号別表第二第16項の2、16項の3、115の2の項	番号法第19条第8号及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (提供に関する命令の情報提供の根拠) 第2条の表において第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」又は「新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、26、153、154の項)	事後	重要な変更に当たらない (根拠規定の改正に基づく修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	Ⅱ-6 ①保管場所	<p><札幌市における措置></p> <p>1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市区町村の領域からは論理的に区分された札幌市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国・都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	<p><札幌市における措置></p> <p>1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>【金事務共通】</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	重要な変更当たらない(VRS停止に伴う記載の削除及び中間サーバー・プラットフォームに係る記載の追加)
令和7年3月10日	Ⅱ-6 ③消去方法	<p><札幌市における措置></p> <p>1 一定の保管期間が経過した後の特定個人情報は、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。</p> <p>2 一定の保管期間を経過した紙書類については、シュレッダーで完全に裁断する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaS(システムの稼働に必要な機材やネットワークなどのインフラのみをサービスとして利用する形態)を利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 一定の保管期間が経過した後の特定個人情報は、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。</p> <p>2 一定の保管期間を経過した紙書類については、シュレッダーで完全に裁断する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>【金事務共通】</p> <p>1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	事後	重要な変更当たらない(VRS停止に伴う記載の削除及び中間サーバー・プラットフォームに係る記載の追加)
令和7年3月10日	(別添2) 特定個人情報ファイル記憶項目	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・Lot番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	(全削除)	事後	重要な変更当たらない(VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するためのその内容	<p>1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他の地方公共団体等から特定個人情報を含む情報を入力する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他の地方公共団体等から特定個人情報を含む情報を入力する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p>	事後	重要な変更当たらない(VRS停止に伴う記載の削除のみ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p><予防接種システムにおける措置> 1 被接種者情報については、予防接種実施医療機関を経由して入手することから個人番号の記載欄は無く、不適切に個人番号を入手することはない。 2 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>	<p><予防接種システムにおける措置> 1 被接種者情報については、予防接種実施医療機関を経由して入手することから個人番号の記載欄は無く、不適切に個人番号を入手することはない。 2 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	(VRSに係る記載を削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-2 リスク4 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して札幌市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</p>	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-3 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<p>システムを利用できる職員を限定し、個人に交付されるICカード及びPINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、札幌市が指定する管理者が認められた者に限定して発行される。</p>	システムを利用できる職員を限定し、個人に交付されるICカード及びPINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発行・執行の管理 具体的な管理方法	<p>1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「II.2.⑥事務担当部署」の所属長)及びシステム保守担当部門(保健福祉局保健所健康企画課)が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門はシステム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。</p>	<p>1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「II.2.⑥事務担当部署」の所属長)及びシステム保守担当部門(保健福祉局保健所健康企画課)が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門はシステム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発行・執行の管理 具体的な管理方法	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、札幌市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。また、VRSに接続できるパソコンを業務に必要な最小限の台数に限定する。 札幌市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。</p>	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<p>1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行う。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効手続きを行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、札幌市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 札幌市が指定する管理者は、定期的なユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>	<p>1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行う。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効手続きを行う。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。</p> <p>2 実施手順に業務主部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを、ワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化又はパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 ・管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 	<p>1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。</p> <p>2 実施手順に業務主部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-3 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><予防接種に関する事務に関係のない職員や来庁者等によるのぞき見のリスク></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定個人情報を使用する場面に必要最小限に限定している。具体的には、接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し、使用する場面に限定している。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。 	<p><予防接種に関する事務に関係のない職員や来庁者等によるのぞき見のリスク></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。 	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	<p>札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 札幌市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係の規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<p>札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-7 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><札幌市における措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器等を所持若しくは持ち出又は持ち込ることがないよう、警備員等により確認している。 	<p><札幌市における措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器等を所持若しくは持ち出又は持ち込ることがないよう、警備員等により確認している。 	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-7 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	(前削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	Ⅲ-7 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p><札幌市における措置></p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末及びサーバーのハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末及びサーバーのハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-7 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	(前削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	IV-1 ①自己点検 具体的なチェック方法	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除及び中間サーバー・プラットフォームに係る記載の追加)
令和7年3月10日	IV-1 ②監査 具体的な内容	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	IV-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><札幌市における措置> 予防接種に関する事務に関わる職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p><札幌市における措置> 予防接種に関する事務に関わる職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	IV-3 その他のリスク対策	<p><札幌市における措置> 1 サーバー室は、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管部門の所属長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入室室の記録を残す。 2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入室管理）等、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p><札幌市における措置> 1 サーバー室は、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管部門の所属長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入室室の記録を残す。 2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入室管理）等、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)